

千漁調委第101号
平成30年10月5日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 様

千葉海区漁業調整委員会
会長 塩野健

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における
水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区
漁業調整委員会指示の遵守について（通知）

東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域は、魚類の産卵や稚魚の育成などに適していることから、千葉県では、近隣都県や漁業者、遊漁団体などと協議し、漁業法第67条第1項の規定により、当該海域での水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県（東京都、千葉県、神奈川県）連合海区漁業調整委員会指示を平成10年から発動しています。

指示内容については、県の公報に掲載し、併せて漁業関係団体や遊漁船案内業団体、マリーナ等へお知らせするとともに、漁業取締船や監視船による現場での監視・指導を行っているところですが、依然として禁止区域での違反行為が散見されています。

つきましては、改めて別紙のリーフレットを送付いたしますので、関係者への周知・指導につき、御協力くださるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

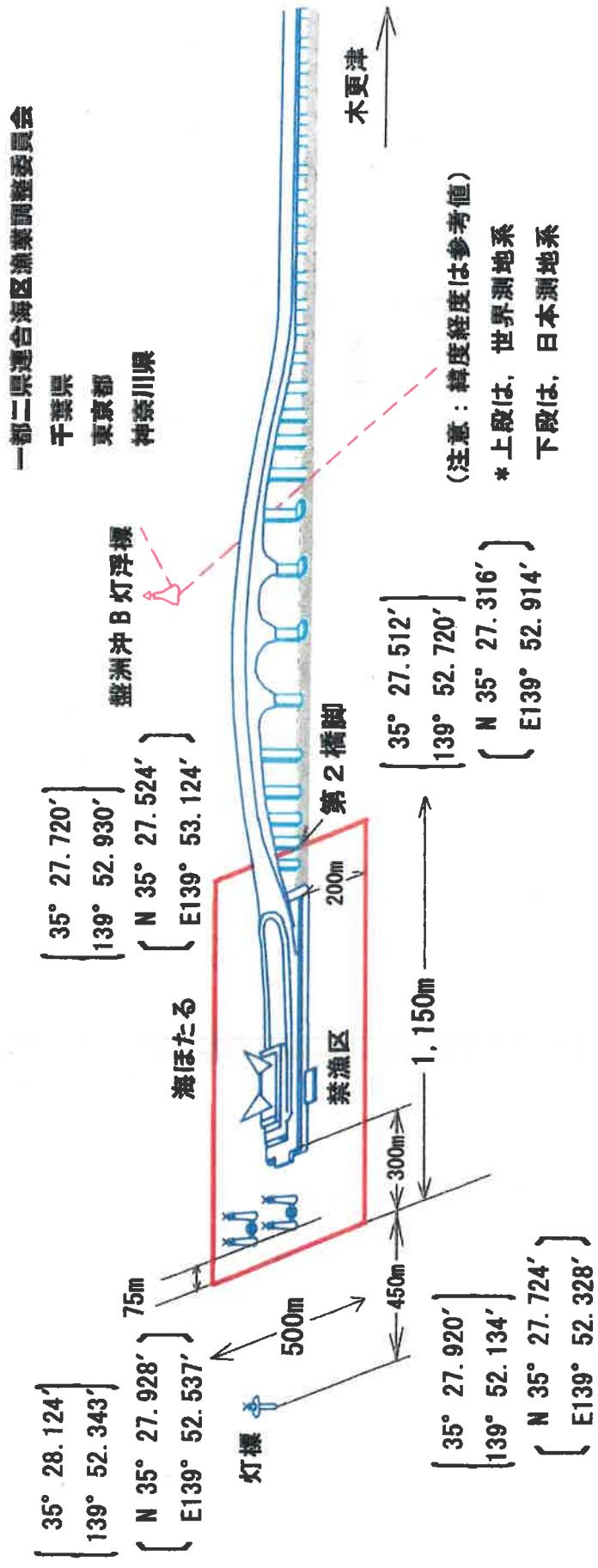
・千葉海区漁業調整委員会事務局

☎043-223-3745

木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっています。そこで、水産動植物の繁殖保護を図るために、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を探捕させること）も禁止です。

平成29年3月1日



みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。

